

公営エネルギー事業の現状



平成26年8月22日

総務省公営企業経営室

課長補佐 佐藤 啓

本日の内容

1 電気事業

- 1-1 公営電気事業の概要 (PP.3-8)
- 1-2 公営電気事業の経営状況 (PP.9-15)
- 1-3 電力システム改革の動向 (PP.16-18)
- 1-4 再生可能エネルギーの状況 (PP.19-21)

2 ガス事業

- 2-1 公営ガス事業の概要 (PP.22-27)
- 2-2 公営ガス事業の経営状況 (PP.28-32)
- 2-3 ガスシステム改革の動向 (PP.33-34)

1 - 1 公営電気事業の概要

公営電気事業の沿革と目的

戦前

○明治25年、京都市が水力発電を行ったことに始まり、その後、各地で公営電気事業が設置され、一般の需要に応じて電気を供給。

戦時中

○戦時体制下における電力の国家管理により、国内全ての電力施設を日本発送電株式会社(昭和14年設立)及び各配電会社(昭和17年、ブロック別に9社設立)に吸収・合併。

戦後

○昭和25年11月、民営の9電力会社により、発電や送変電、一般需要家への電力供給を一貫して行うこととなり、公営電気事業者は、国土の総合的な開発、利用、保全のための河川総合開発事業に参画することにより卸売供給へと事業形態を変更。

現在

○公営電気事業者の行う水力発電は、純国産のクリーンエネルギーとして注目。
○このほか、風力発電や太陽光発電といった再生可能エネルギーの開発を通じ、地球温暖化防止の取組にも貢献。

地方公共団体の行う電気事業について(現行)

電気事業法上の「電気を供給する事業」

公企法・地財法の電気事業(特会設置義務)

地方公営企業法の規定を適用する電気事業(法適用事業)

電気事業法に定める電気事業及び卸供給

- ①一般電気事業
- ②卸電気事業
- ③特定電気事業
- ④特定規模電気事業
- ⑤卸供給 (公営電気事業はこれのみ)

26団体

地方公営企業法の規定を適用しない電気事業(法非適用事業)

【定義】

「売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除き、ほぼ通年継続的、反復的な売電を実施している事業」

39団体

※H24決算統計ベース

一般会計等で実施する電気事業

・左記の電気事業の定義に該当しない発電事業

(例)

自家消費を主たる目的とした公共施設等での太陽光発電等

多数

【参考】電気事業法(昭和39年7月11日、法律第170号)(抄)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

9 電気事業 一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業及び特定規模電気事業をいう。

11 卸供給 一般電気事業者に対するその一般電気事業の用に供するための電気の供給(振替供給を除く。)であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

電気事業法施行規則(平成7年10月18日、経済産業省令第77号)(抄)

第3条 法第2条第1項の経済産業省令で定める電気の供給は、次のとおりとする。

1 供給の相手方たる一般電気事業者との間で10年以上の期間にわたり行うことを約している電気の供給であつて、その供給電力が1,000キロワットを超えるもの

2 供給の相手方たる一般電気事業者との間で5年以上の期間にわたり行うことを約している電気の供給であつて、その供給電力が10万キロワットを超えるもの

法適用の電気事業と法非適用の電気事業

※H24決算統計ベース

法適用事業

- 電気事業法に定める卸供給事業として、電力会社へ売電。
- ダムを利用した大規模水力発電が中心。

全国の状況

事業数

26事業(都道府県:25、市町村:1)

経営状況

経常収益 710億円 経常費用 645億円 経常利益 65億円
(経常利益を出した事業:24団体、経常損失を出した事業:2事業)

個別事業の状況

事業名

神奈川県電気事業 (神奈川県:人口905万人)

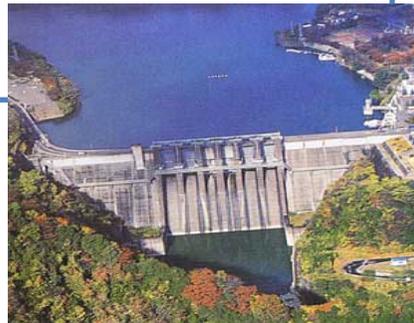
経営状況

経常収益 76億円 経常費用 70億円 経常利益 6億円

発電所数、最大出力(売電先)

13箇所、354,689kW(東京電力)

※公営電気事業最大の出力



神奈川県電気事業
城山ダム

法非適用事業

- 売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除き、ほぼ通年継続的、反復的な売電を実施している事業。
- 風力発電やごみ発電などが中心。

全国の状況

事業数

39事業(県:1、指定都市:4、市町村30、一部事務組合:4)

経営状況

総収益 69億円 総費用 24億円
資本的収入 7億円 資本的支出 39億円 実質収支 21億円
(すべての事業が実質収支で黒字を計上)

個別事業の状況

実施団体

兵庫県尼崎市 (兵庫県尼崎市:人口45万人)

経営状況

総収益 5.1億円 総費用 0.2億円
資本的収入 0億円 資本的支出 3.2億円 実質収支 2.5億円

発電所数、最大出力(売電先)

ごみ発電所2箇所、
16,700kW(エネット)



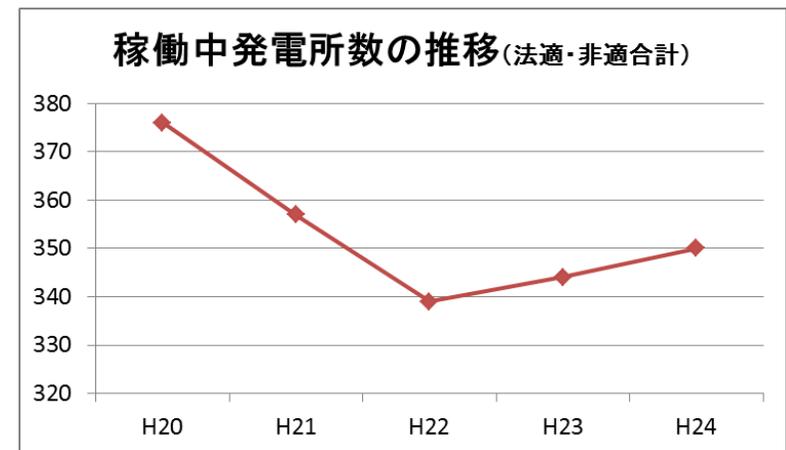
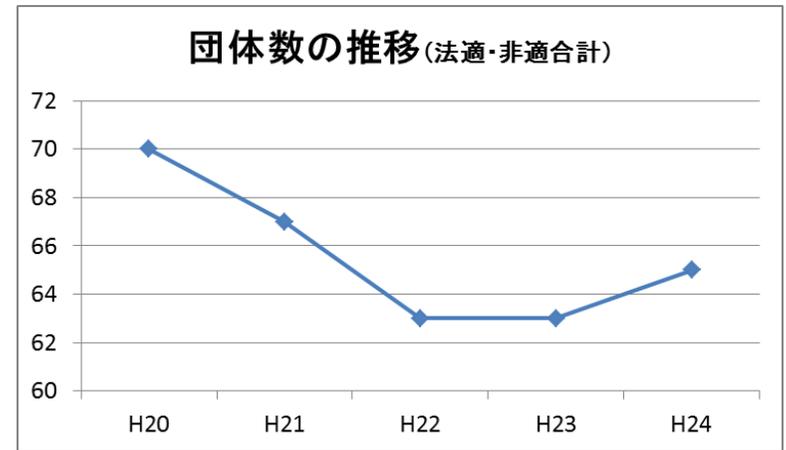
兵庫県尼崎市
クリーンセンター
第2工場

事業数及び発電所数の推移

★平成22年度までは、事業実施団体数、発電所数ともに、民間譲渡の進展等もあり、減少傾向にあったが、近年は再生可能エネルギー固定価格買取制度創設の影響もあって、増加に転じている。

		H20	H21	H22	H23	H24	
法適	事業実施団体数	30	29	26	26	26	
	発電所数	合計	304	308	293	298	302
		水力発電	288	292	281	285	288
		ごみ発電	0	0	0	0	0
		スーパーごみ発電	1	1	1	1	1
		ごみ固形燃料発電	1	1	1	1	1
		風力発電	14	14	10	10	10
		太陽光発電	0	0	0	1	2
法非適	事業実施団体数	40	38	37	37	39	
	発電所数	合計	72	49	46	46	48
		水力発電	4	3	3	3	5
		ごみ発電	42	18	15	15	15
		スーパーごみ発電	3	2	2	2	2
		ごみ固形燃料発電	0	0	0	0	0
		風力発電	23	26	26	26	24
		太陽光発電	0	0	0	0	2
合計	事業実施団体数	70	67	63	63	65	
	発電所数	合計	376	357	339	344	350
		水力発電	292	295	284	288	293
		ごみ発電	42	18	15	15	15
		スーパーごみ発電	4	3	3	3	3
		ごみ固形燃料発電	1	1	1	1	1
		風力発電	37	40	36	36	34
		太陽光発電	0	0	0	1	4

※発電所数は、稼働中の施設のみを集計している。



1 - 2 公営電気事業の経営状況

公営電気事業の経営の現状

○現在、公営電気事業者は、おおむね一般電気事業者と卸供給契約を締結し、総括原価方式(※)に基づく長期安定的な電力供給を実施。

※総括原価方式…事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額(卸供給料金算定規則より)

○契約については、一般電気事業者と随意契約を行っている団体が多いが、一部の団体では競争入札により新電力と売電契約を行っている団体もあり、後者の方が契約単価が高い傾向にある。

○再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)を利用している団体は、より高い単価で売電契約を行っている。

契約状況

○法適公営電気事業者 → 26団体全団体が一般電気事業者と随意契約

※東京都、神奈川県(一部の発電所)、三重県(一部の発電所)、は平成25年度から公募により新電力と契約

○法非適公営電気事業者 → 38団体中32団体が一般電気事業者と随意契約

※残り6団体(秋田市、桐生市、横浜市、松塩地区広域施設組合、尼崎市、北九州市)は競争入札により新電力と契約

○競争入札で新電力に売電している団体の契約単価(約13.34円)は、一般電気事業者に随意契約で売電している団体の契約単価(約7.56円)と比べて、平均約1.7倍となっている。

(平成24年度地方公営企業決算統計より)

○電力システム改革により小売全面自由化及び料金規制の撤廃。

他の民間業者との競争に基づく売電価格で電力供給を実施することに。

FITによる買取価格・期間の推移

- 再生可能エネルギー源を用いて発電した電気は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成24年7月施行)により、**国が定める一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務づけ**。
- 法施行後**3年間**は、供給者が受ける**利潤に特に配慮**することとされている。(同法附則第7条)

- ★そのため、買取単価は、**これまでの売電単価と比べ、非常に高いもの**となっている。
 (H24決算における新電力への売電単価の最高値でも16.99円)
- ★平成27年度以降は、法附則に定める「特に配慮」の期間外となるが、それでもなお、通常の売電価格よりは高くなることが予想される。

買取価格・期間の推移

		太陽光		風力		中小水力			バイオマス
		10kW以上	10kW未満	20kW以上	20kW未満	1,000kW以上 30,000kW未満	200kW以上 1,000kW未満	200kW未満	固形燃料 (廃棄物その他)
平成24年度	価格(税抜)	40.00円	42.00円	22.00円	55.00円	24.00円	29.00円	34.00円	17.00円
	調達期間	20年	10年	20年	20年	20年	20年	20年	20年
平成25年度	価格(税抜)	36.00円	38.00円	22.00円	55.00円	24.00円	29.00円	34.00円	17.00円
	調達期間	20年	10年	20年	20年	20年	20年	20年	20年
平成26年度	価格(税抜)	32.00円	37.00円	22.00円	55.00円	24.00円	29.00円	34.00円	17.00円
	調達期間	20年	10年	20年	20年	20年	20年	20年	20年

※平成27年度の価格及び調達期間は、今後決定される

既存施設におけるFITの適用状況と今後の見通し

- FITは、既存の発電所についても対象となる。
- 公営電気事業は、水力・風力発電所等が中心であり、FITとの相性が良いが、特に施設数の多い水力発電所において、建設後20年以上経過しており、施設の認定基準に適合しない発電施設が多いなどの理由により、他の発電施設と比べ、FITの適用率が低い。
- 水力発電はFITを適用できない事業が多く、料金規制撤廃の影響を受けるおそれがある。

※FITは、既施設も対象となるが、「調達期間 — 既に売電を行った期間」のみが対象となるため（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則より）、20年以上経過した発電施設は対象外。

※このほか「水力発電の規模が30,000kW以上」の発電施設も、FIT適用の対象外となる。

H24決算におけるFITの適用状況

		合計	内訳					風力	太陽光
			水力	ごみ	スーパーごみ	ごみ 固形燃料			
法適	合計	302	288	0	1	1	10	2	
	FIT適用	35	25	0	0	1	7	2	
	割合	11.6%	8.7%	-	0.0%	100.0%	70.0%	100.0%	
	それ以外	267	263	0	1	0	3	0	
	割合	88.4%	91.3%		100.0%	0.0%	30.0%	0.0%	
法非適	合計	48	5	15	2	0	24	2	
	FIT適用	26	1	8	0	0	15	2	
	割合	54.2%	20.0%	53.3%	0.0%	-	62.5%	100.0%	
	それ以外	22	4	7	2	0	9	0	
	割合	45.8%	80.0%	46.7%	100.0%	-	37.5%	0.0%	
合計	合計	350	293	15	3	1	34	4	
	FIT適用	61	26	8	0	1	22	4	
	割合	17.4%	8.9%	53.3%	0.0%	100.0%	64.7%	100.0%	
	それ以外	289	267	7	3	0	12	0	
	割合	82.6%	91.1%	46.7%	100.0%	0.0%	35.3%	0.0%	

30,000kW以上の水力発電所

都道府県	発電所名	最大出力(kW)
岩手県	岩洞第一発電所	41,000
岩手県	仙人発電所	37,600
群馬県	小平発電所	36,200
神奈川県	相模発電所	31,000
神奈川県	城山発電所	250,000
新潟県	奥三面発電所	34,500
徳島県	日野谷発電所	62,000

公営電気事業(法適用)の損益の状況(平成24年度決算)

- 全事業を合計して見ると、**純損益、経常損益ともに黒字**を計上。
- 個別に見ると、純損失を生じている団体が3団体あるが、額としては小さく、総じて経営状況は安定している。
- なお、純損失を生じたのは、施設の撤去や機器の故障など、特殊要因によるものである。

総収益	71,601
経常収益	71,028
営業収益	68,250
うち料金収入	66,070
うち他会計負担金	-
国庫(県)補助金	132
他会計補助金	118
特別利益	573
総費用	64,942
経常費用	64,508
営業費用	60,549
うち職員給与費	15,791
うち減価償却費	16,735
支払利息	3,589
特別損失	433

(単位:百万円)

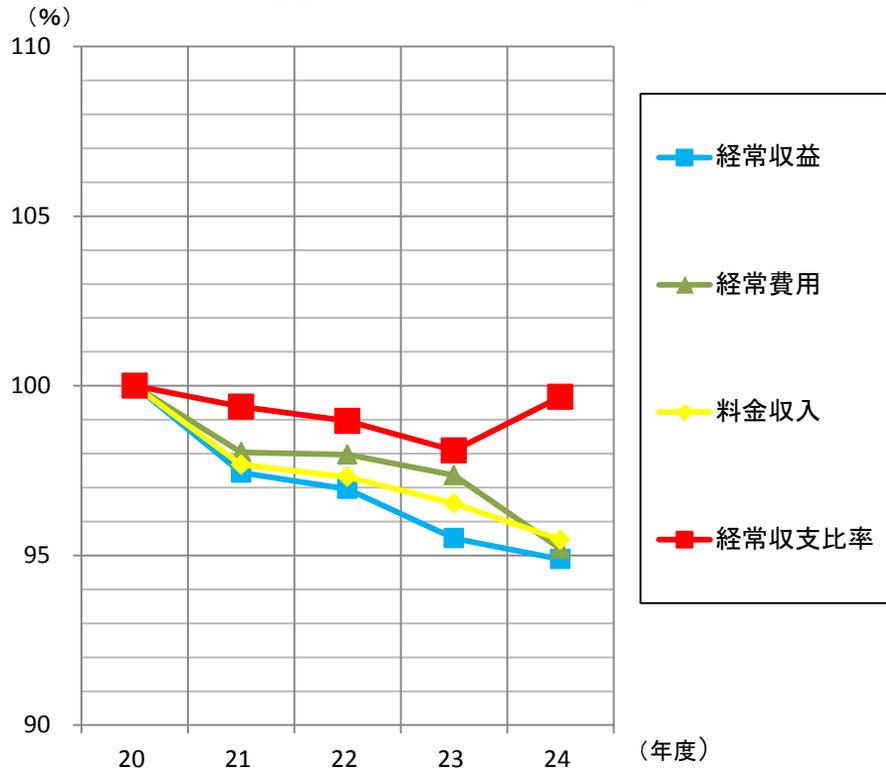
経常損益	6,519
経常利益(24団体)	6,606
経常損失(2団体)	87
特別損益	140
純損益	6,659
純利益(23団体)	6,813
純損失(3団体)	154
累積欠損金(4団体)	2,656
不良債務	-
経常収支比率	110.1
総収支比率	110.3

公営電気事業(法適用)の損益の推移(H20~24)

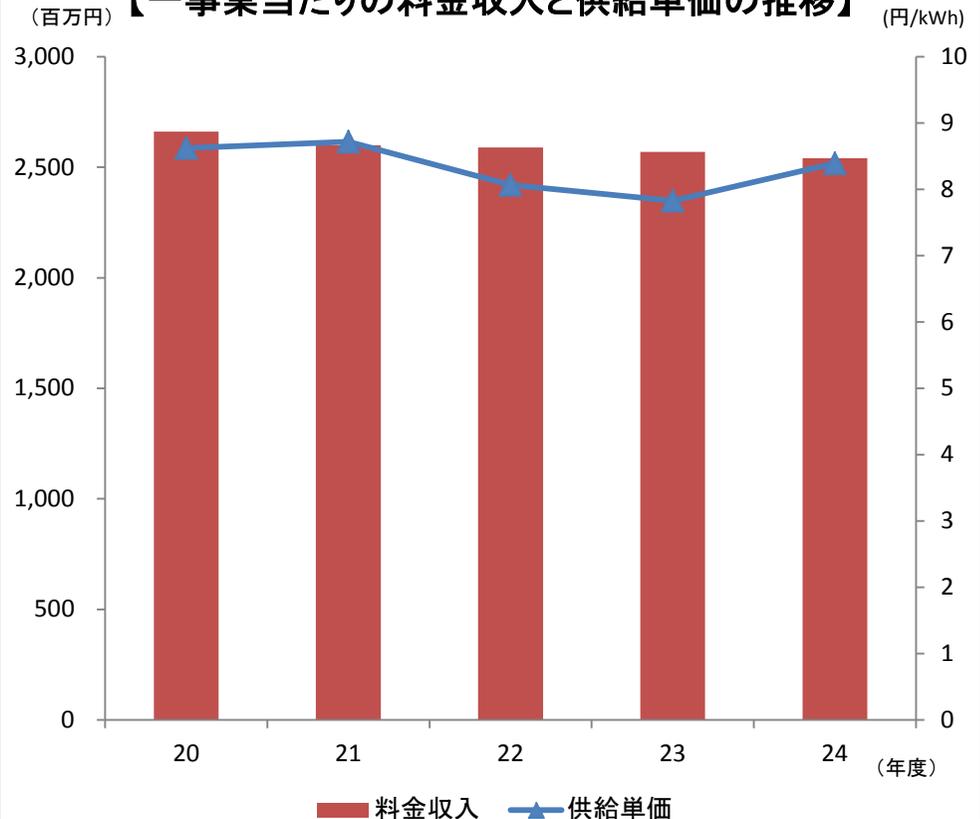
- 経常収支において、**過去5年間黒字**を計上し、その規模も概ね**横ばいの傾向**である。(60億~70億円程度)
- 総括原価方式(※)により、営業費用と適正な利潤である事業報酬の合計を料金として算定できるので、経営状況としては**安定**している。

※総括原価方式による料金算定方法=営業費用+事業報酬-控除収益(電気料金以外の収入)

【個別項目の推移】



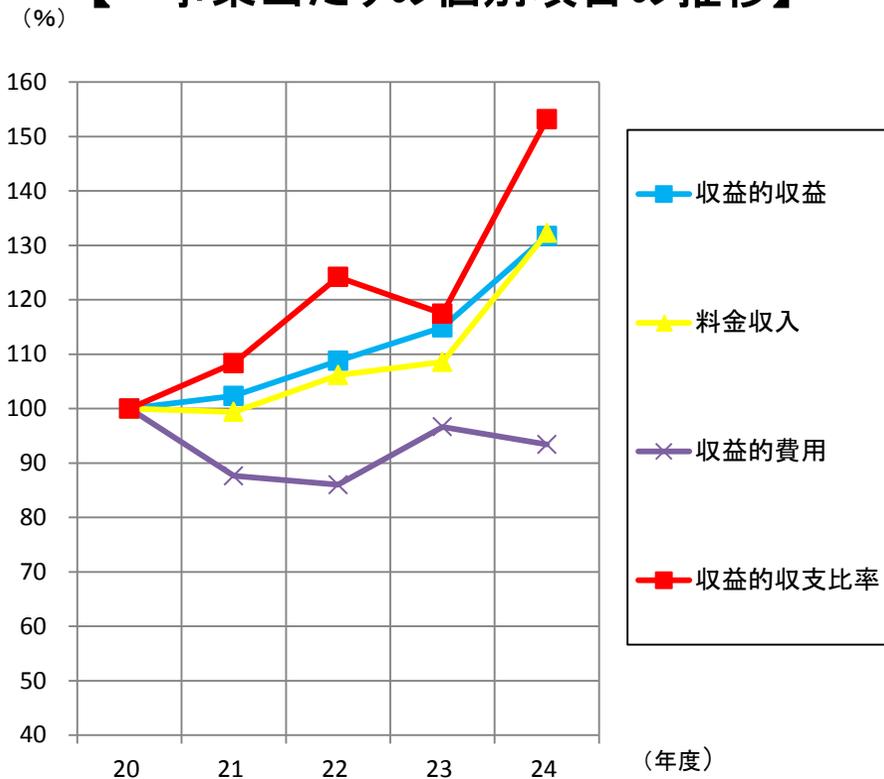
【一事業当たりの料金収入と供給単価の推移】



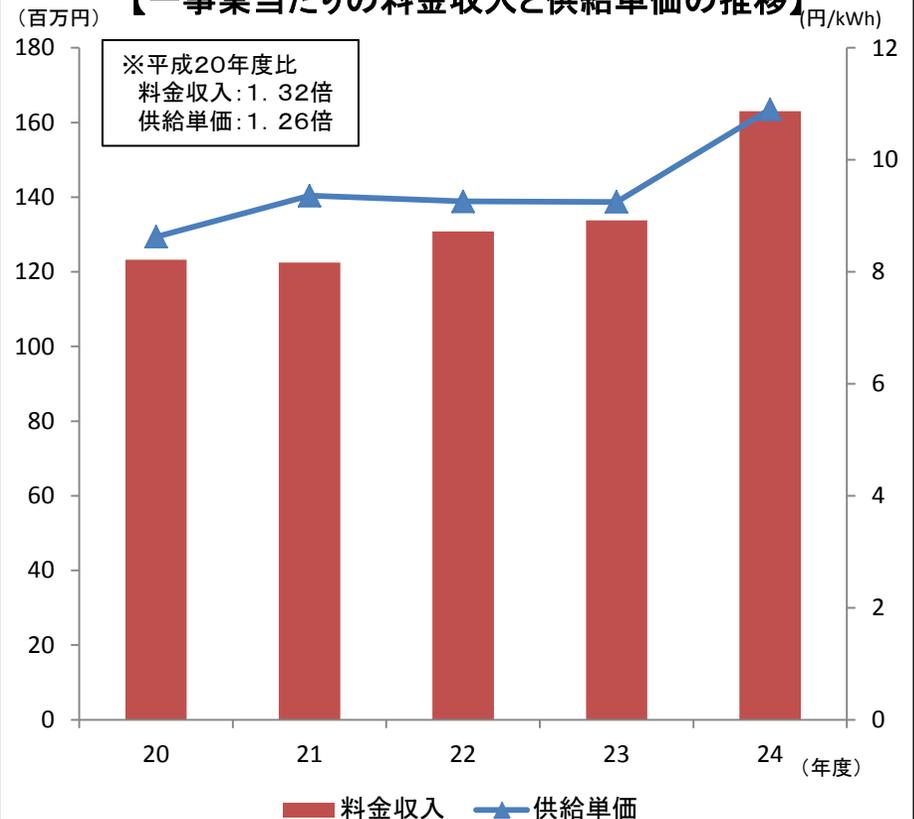
公営電気事業(法非適用)の損益の推移(H20~24)

- 収益的収支において、**過去5年間黒字**を計上している。平成24年度は**再生可能エネルギー固定価格買取制度**の導入等による料金収入の増加に伴い**大きく増加**している。
- 事業者数について、**再生可能エネルギー固定価格買取制度**の導入に伴い、新たに電気事業を始めた団体が平成24年度に4団体あり、今後も増加することが予想される。

【一事業当たりの個別項目の推移】



【一事業当たりの料金収入と供給単価の推移】

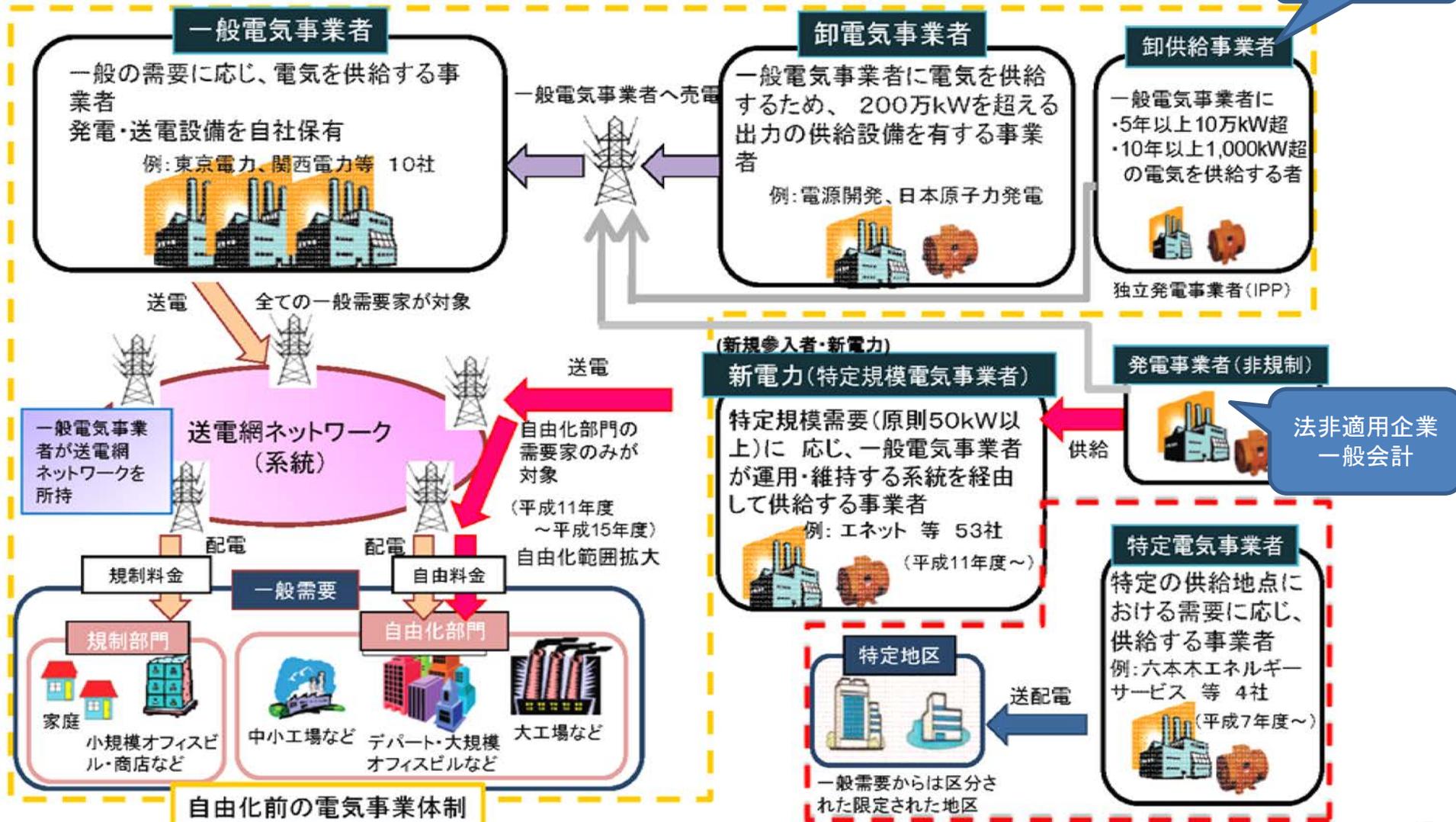


1 - 3 電力システム改革の動向

2-1. 電力供給の仕組み(制度の紹介)

○日本の電気事業者は、累次の電気事業制度改革により多様化し、現在のところ、一般電気事業者の他、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者(新電力)等が存在しています。

法適用企業



※経済産業省資料を一部加工

電力システム改革の工程と電気事業法改正スケジュール

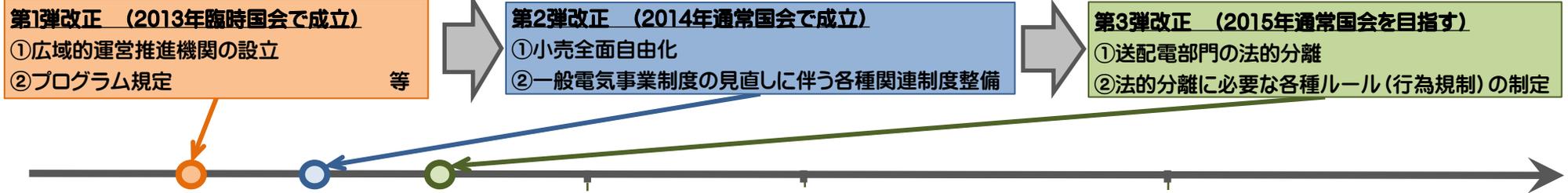
(注1) 送配電部門の法的分離の実施に当たっては、電力の安定供給に必要な資金調達に支障を来さないようにする。

(注2) 第3段階において料金規制の撤廃は、送配電部門の法的分離の実施と同時に、又は、実施の後に行う。

(注3) 料金規制の撤廃については、小売全面自由化の制度改革を決定する段階での電力市場、事業環境、競争の状態等も踏まえ、実施時期の見直しもあり得る。

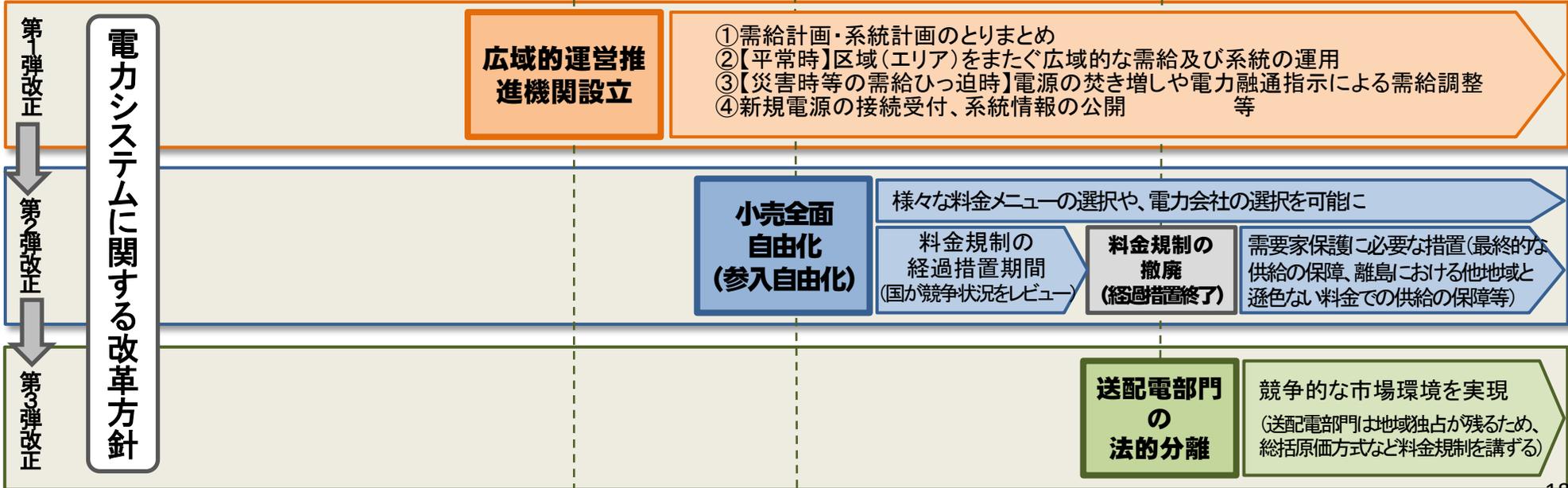
法改正の工程

実施を3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら実行するものとする。



改革実施の工程

2013年4月2日閣議決定



※経済産業省資料を一部加工

(※2015年目途:新たな規制組織)

1 - 4 再生可能エネルギーの状況

- 「これまでのエネルギー基本計画が示した水準（電源構成比の約2割）を更に上回る水準の再生可能エネルギーの導入を目指す」ことが、本年4月に「エネルギー基本計画」で閣議決定されたことを踏まえ、まずは、再生可能エネルギー電源ごとの導入状況を踏まえた上記水準の達成可能性の検証、想定される国民負担の規模感の把握等シミュレーションを実施し、本小委員会に報告する。また、シミュレーション実施に先立ち、委員による視察団を組成し、買取制度先進国である欧州の実情等について直接調査を行い、成功事例・失敗事例や教訓を踏まえた検討を行う。
- その上で、エネルギー基本計画において明示されたように、「再生可能エネルギー源の最大の利用の促進と国民負担の抑制を、最適な形で両立させるような施策の組み合わせを構築することを軸として、法律に基づき、エネルギー基本計画改定に伴い総合的に検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる」こととする。
- その際、目指すべき方向性を例示すれば、以下のとおり。
 - ① 再生可能エネルギーの導入状況や特性等を踏まえた、今後の導入のあり方の検討
 - ② 適切な競争の活性化、技術開発の促進などを通じた、国民負担の抑制
 - ③ 再エネ電源開発による地域経済活性化への一層の貢献など
- これらに対応して検討すべき、具体的項目を例示すれば、以下のとおり。
 - a. 地域間連系線の増強
 - b. 地域内送電網増強対策
 - c. 買取価格の設定や接続ルールのあり方
 - d. 技術開発等による各電源のコストダウン
 - e. モデル契約書の整備や施工方法の標準化、人材育成の推進等による融資可能性の向上
 - f. 地域経済活性化等に向けた各省施策の大胆な連携など

2 - 1 公営ガス事業の概要

公営ガス事業の沿革と目的

初期

○明治9年、東京府が東京会議所からガス灯事業を引き継ぐ。

電気の普及に伴い照明用としてのガスの役割は後退し、主に家庭での厨房等の燃料用としての比重が高まっていく。

ピーク

○昭和30年代中頃から国産天然ガスの開発が進むにつれ、公営ガス事業数は急速に増加し、昭和50年から52年のピーク時は75事業となった。

現在

○天然ガス等による高カロリー化に伴う将来必要となる設備投資等が多額であること等を理由とする民間譲渡や、市町村合併に伴う公営ガス事業者の統合により、公営ガス事業者は減少してきている。

※ガスの供給事業は、主に民間事業者によって行われているが、公営ガス事業は、主に民間事業者が進出していない地域やパイプラインの通過地域において、導管により地域住民にガスを供給している。

ガス事業等の分類

	一般ガス事業(都市ガス)	簡易ガス事業	プロパンガス販売事業
根拠法令	ガス事業法	ガス事業法	液石法
事業内容	一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業 (法2条1項) (注1)	一般の需要に応じ簡易なガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりガスを供給する事業で、団地内における供給地点が70以上(法2条3項)	液化石油ガス(プロパンガス等)を一般消費者に販売する事業で、ガス事業に該当しないもの (LPG法2条3項) (注1)
事業数 (うち公営)	209 (29)	1,475 (8)(注2)	21,693 (0)
販売比率(注3)	65.0%	0.7%	34.3%
需要家数	約2,900万件(53%)	約140万件(3%)	約2,400万件(44%)
参入規制	許可 (法3条)	許可 (法37条の2)	登録 (LPG法3条)
料金規制	認可 (法17条) ※引き下げの場合は届出 (法17条4項)	認可 (法37条の7で準用する17条) ※引き下げの場合は届出(法17条4項)	規制なし
事業廃止	許可 (法13条)	許可 (法37条の7で準用する13条)	届出 (LPG法23条)

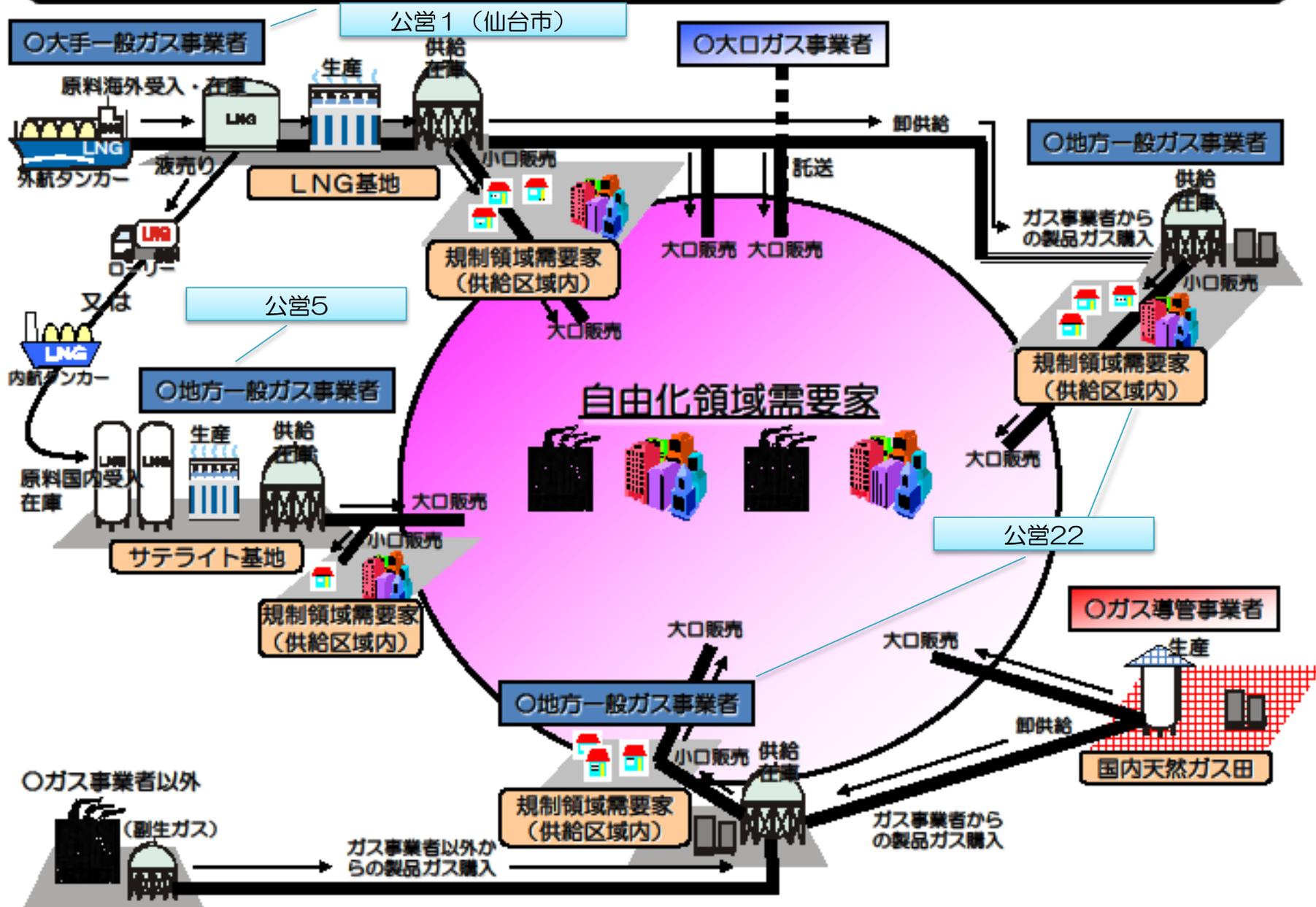
注1:法・・・「ガス事業法」 LPG法・・・「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」

注2:簡易ガス事業における公営ガス事業は、一般ガス事業と併せて実施している団体であり、公営一般ガス事業者29に含まれる。

※一般ガス事業、簡易ガス事業及びプロパンガス販売事業はH24.3末現在。

注3:販売比率は、販売量を熱量ベースで換算して算出。

ガス事業におけるガスの流れ（概要）



※経済産業省資料を一部加工。なお、事業者数には、H25.4.1に民営化した福知山市を含んでいない。

ガス事業 実施団体一覧

平成25年3月現在

都道府県名	団体名	
北海道	長万部町	
	仙台市	
宮城県	気仙沼市	
	男鹿市	
秋田県	由利本庄市	
	にかほ市	
山形県	庄内町	
	富岡市	
群馬県	下仁田町	
	東金市	
千葉県	習志野市	
	大網白里町	
	九十九里町	
	白子町	
	長南町	
新潟県	長岡市※1	
	柏崎市	
	小千谷市	
	見附市	
	糸魚川市	
	妙高市	
	上越市	
	魚沼市	
	石川県	金沢市
	福井県	福井市
滋賀県		大津市
京都府	福知山市※2	
	島根県	松江市
山口県	宇部市※3	
	合計	29

※1 長岡市はH26.4.1に民間譲渡(北陸ガス株式会社)

※2 福知山市はH25.4.1に民間譲渡(伊丹産業株式会社)

※3 宇部市はH26.4.1に民間譲渡(山口合同ガス株式会社)

公営ガス事業数の推移と民間譲渡の状況

事業数の推移

年度	事業数	対前年
H4	72	
H5	72	0
H6	72	0
H7	71	▲ 1
H8	71	0
H9	71	0
H10	70	▲ 1
H11	69	▲ 1
H12	69	0
H13	64	▲ 5
H14	61	▲ 3
H15	58	▲ 3
H16	47	▲ 11
H17	37	▲ 10
H18	34	▲ 3
H19	34	0
H20	34	0
H21	32	▲ 2
H22	30	▲ 2
H23	30	0
H24	29	▲ 1

民間譲渡の状況

平成26年4月1日現在

事業者名	譲渡日	譲渡先
美原町 (大阪府)	S40.4.1	大阪ガス(株)
羽曳野市 (大阪府)	S42.11.1	大阪ガス(株)
村上市 (新潟県)	S52.11.18	村上ガス(株)
旭市 (千葉県)	H2.7.21	総武ガス(株)
成東町 (千葉県)	H7.2.1	大多喜ガス(株)
千歳市 (北海道)	H9.6.1	北海道ガス(株)
松山市 (愛媛県)	H10.10.1	四国ガス(株)
三木市 (兵庫県)	H12.10.1	大阪ガス(株)
山形県 (山形県)	H13.3.31	庄内中部ガス(株)
秋田市 (秋田県)	H13.4.1	東部ガス(株)
天理市 (奈良県)	H13.4.1	大阪ガス(株)
中津市 (大分県)	H13.4.1	伊藤忠燃料(株)(現、伊藤忠エネクス(株))
西脇市 (兵庫県)	H13.7.1	伊丹産業(株)
中条町 (新潟県)	H13.10.1	新発田ガス(株)
鴻巣市 (埼玉県)	H14.4.1	東京ガス(株)
能代市 (秋田県)	H14.10.1	のしろエネルギーサービス(株)
新潟市 (新潟県)	H15.4.1	北陸ガス(株)
佐賀市 (佐賀県)	H15.4.1	佐賀ガス(株)
白根市 (新潟県)	H16.4.1	白根ガス(株)

事業者名	譲渡日	譲渡先
小須戸町 (新潟県)	H16.4.1	越後天然ガス(株)
西川町 (新潟県)	H16.4.1	蒲原ガス(株)
篠山市 (兵庫県)	H16.4.1	篠山都市ガス(株)
城崎町 (兵庫県)	H16.10.1	豊岡エネルギー(株)
長野県	H17.4.1	長野都市ガス(株)
吉田町 (新潟県)	H17.4.1	蒲原ガス(株)
分水町 (新潟県)	H17.4.1	蒲原ガス(株)
燕市 (新潟県)	H17.6.1	白根ガス(株)
北見市(北海道)	H18.4.1	北海道ガス(株)
四街道市 (千葉県)	H18.4.1	千葉ガス(株)
越前市 (福井県)	H18.10.1	越前エネライン(株)
桑名市 (三重県)	H20.4.1	東邦ガス
久留米市 (福岡県)	H21.4.1	久留米ガス
長岡市 (新潟県)	H21.10.1	北陸ガス(株)
藤岡市・高崎市ガ ス企業団 (群馬県)	H23.4.1	東京ガス(株)
福知山市(京都 府)	H25.4.1	伊丹産業(株)
長岡市(新潟県)	H26.4.1	北陸ガス(株)
宇部市(山口県)	H26.4.1	山口合同ガス(株)

2 - 2 公営ガス事業の経営状況

公営ガス事業の経営の状況

- 公営ガス事業者は、自らがLNG(液化天然ガス)を輸入し、ガスの製造を行うもののほか、卸供給を受けて実施するものなどが存在するが、いずれも小売を実施している。
- また、一部の公営ガス事業者においては、小口利用者(一般家庭)に対する小売とあわせて工場等に対しての大口供給を実施している。
- 公営ガス事業者は、ガス導管網の維持・管理と小売の両方を行い、許可された供給区域内において小口利用者に対し独占的にガスを供給している。ガス料金については、総括原価方式(※)に基づく料金設定を行っている。
※総括原価方式による料金算定方法=営業費用+事業報酬-控除収益(ガス料金以外の収入)
- 平成22年度までの目標とされていた、天然ガス等による高カロリー化に伴う多額の経費の影響により、平成12年から平成24年の13年間で27事業が民間譲渡しており、現在の公営ガス事業者においても経営に影響を残している。

今後の状況

- ガスシステム改革により**小売全面自由化及び料金規制の撤廃**。



他の民間業者との競争に基づく価格でガス供給を実施することに。

公営ガス事業の損益の状況(平成24年度決算)

- 全事業を合計して見ると、**純損益、経常損益ともに黒字**を計上。
- 個別に見ると、純損失を生じている団体が4団体あるが、電気事業と同様、総じて経営状況は安定している。
- なお、純損失を生じた要因は、主に高カロリー化の影響によるものである。

(単位:百万円)

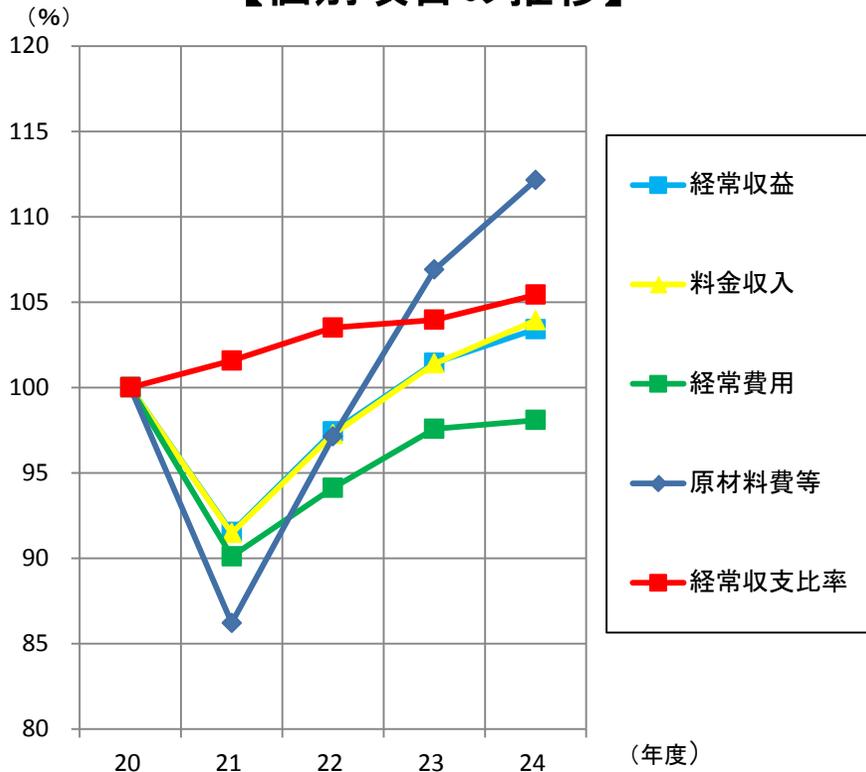
総収益	101,309
経常収益	99,962
営業収益	97,474
〃(受託工事収益除く)	94,921
うち料金収入	91,964
うち他会計負担金	0
他会計補助金	791
国庫(県)補助金	0
特別利益	1,347
総費用	96,065
経常費用	95,932
営業費用	93,020
うち職員給与費	8,505
うち減価償却費	13,109
うち原料費及購入ガス費	54,950
支払利息	2,489
特別損失	133

経常損益	4,031
経常利益(24団体)	4,160
経常損失(5団体)	129
特別損益	1,214
純損益	5,244
純利益(25団体)	5,359
純損失(4団体)	114
累積欠損金(10団体)	47,561
不良債務	-
経常収支比率	104.2
総収支比率	105.5

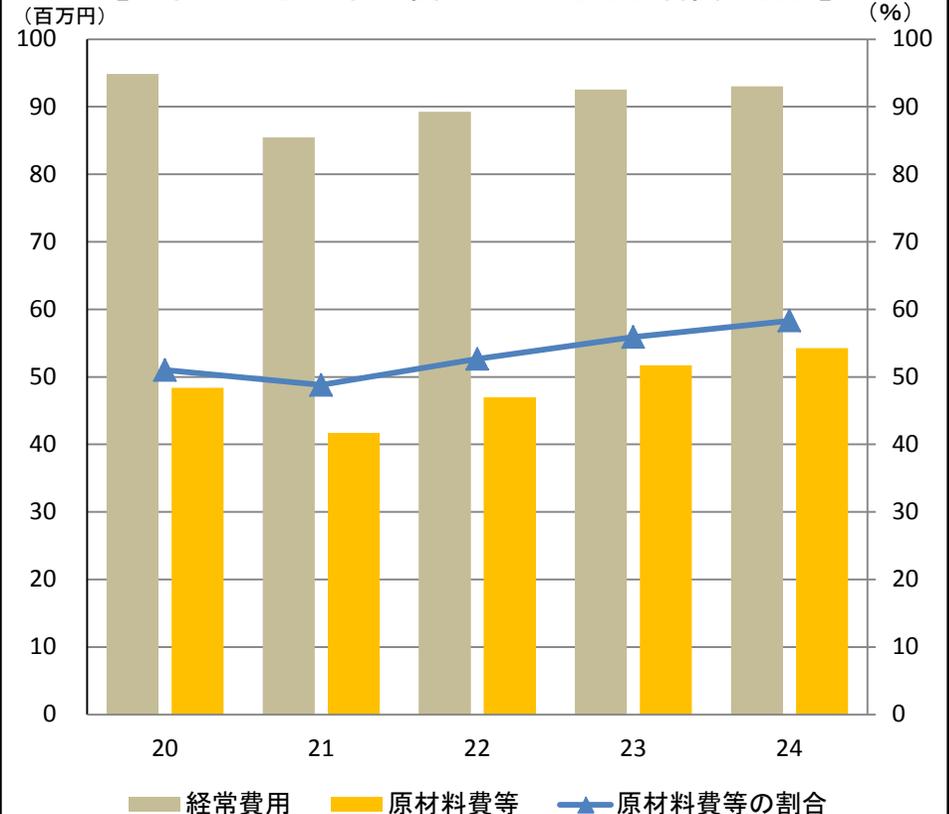
公営ガス事業の損益の状況(H20~24、特定被災地方公共団体以外)

- 経常収支において、**過去5年間黒字**を計上しており、黒字額については料金収入の増加等により、**増加傾向**。
- 電気事業と同様に料金算定に総括原価方式が用いられており、基本的に経営は安定。
- ただし、経常費用の**約6割**を占める**原材料費**は原油価格・為替等により**短期間で大きく変動**することがあり、ガス料金に反映できず経営状況に影響を与えることがある。
(※特定被災地方公共団体の経営状況は次ページ)

【個別項目の推移】



【一事業当たりの経常費用に占める原材料費の割合】



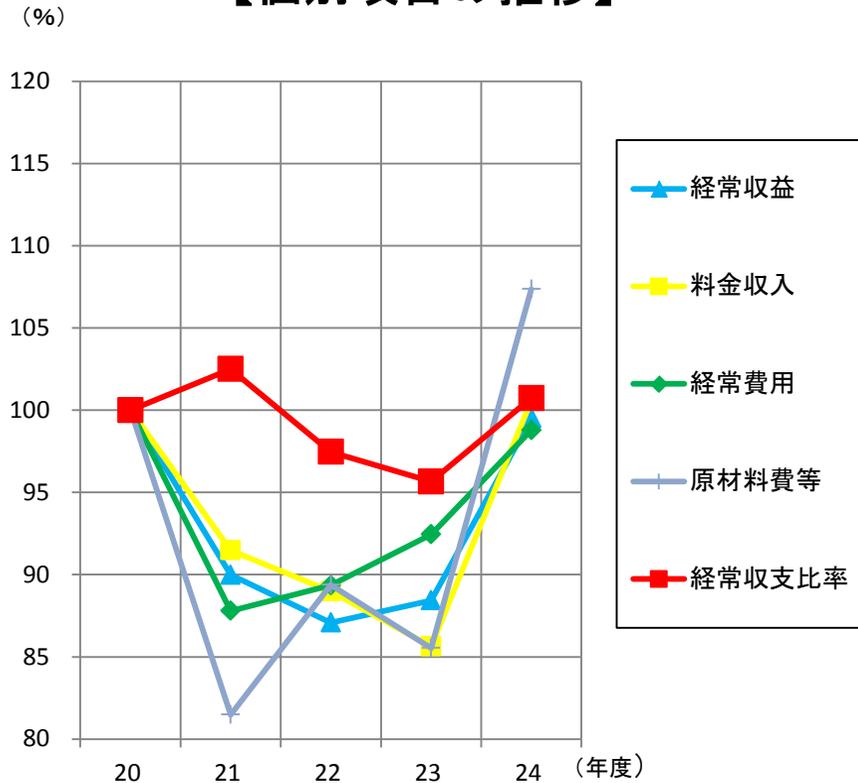
※平成24年度において事業を実施している事業者の過去5年間の数値の推移

公営ガス事業の損益の推移(H20~24、特定被災地方公共団体)

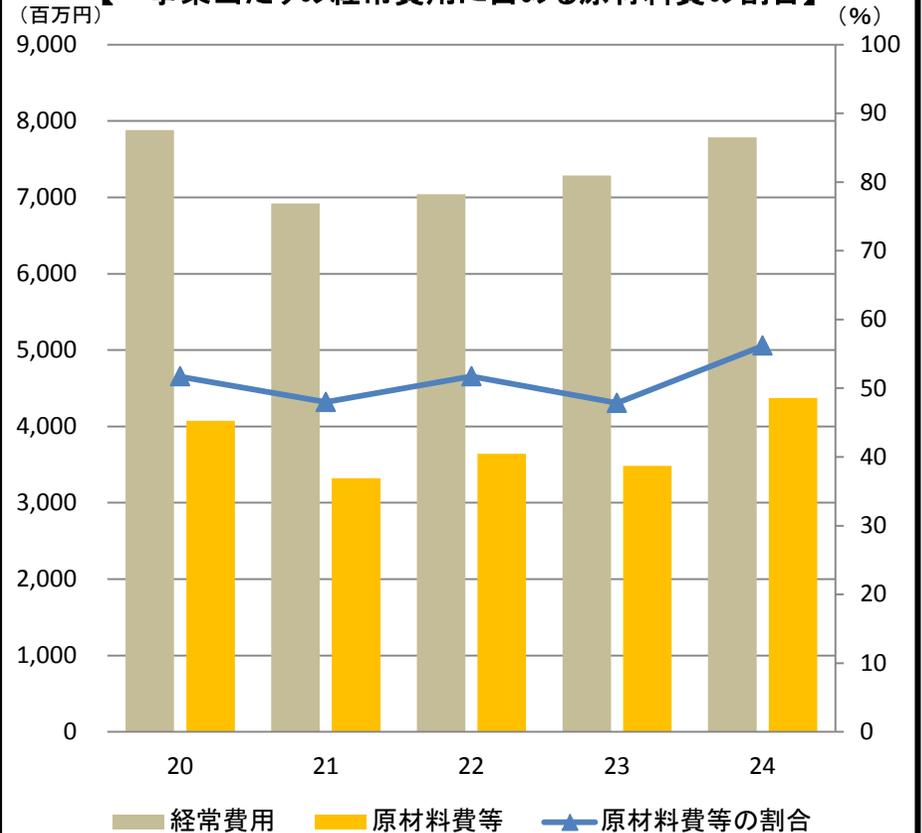
- 平成23年度は震災の影響による料金収入の減少等により、経常収支で仙台市が**約18億円の赤字**となっており、特定被災地方公共団体全体でも**約14億円の赤字**となっている。
- 平成24年度は震災からの復旧によるガスの供給量の増加等により、経常収支において**震災前の水準に回復**している。

※特定被災地方公共団体：仙台市、気仙沼市、習志野市、大網白里市、九十九里町、白子町

【個別項目の推移】



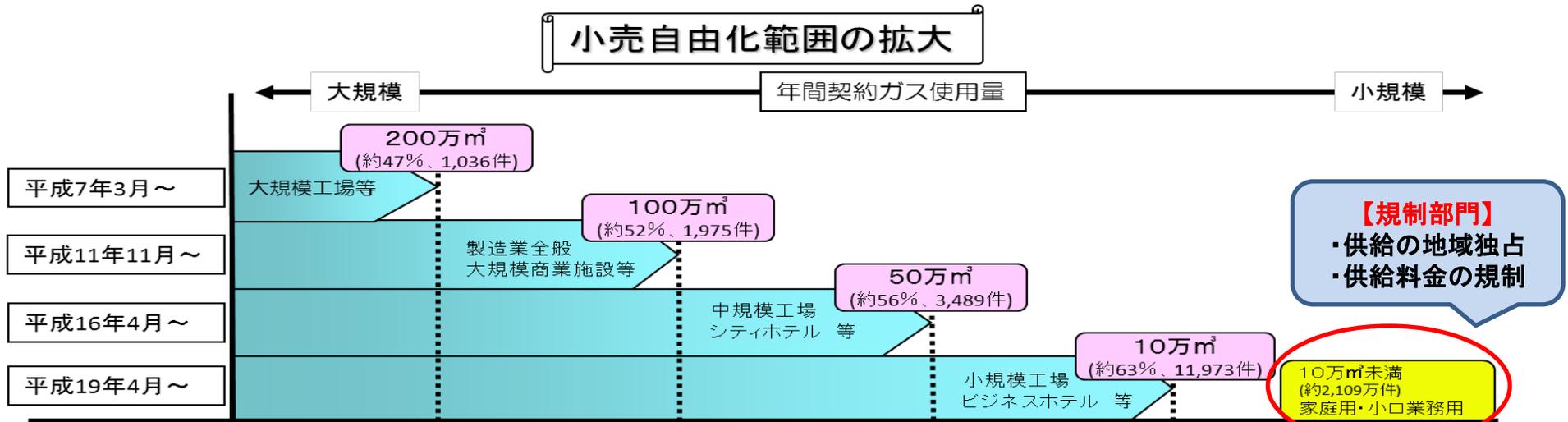
【一事業当たりの経常費用に占める原材料費の割合】



2 - 3 ガスシステム改革の動向

ガスシステム改革への対応

平成25年11月より「ガスシステム改革小委員会」において、新たなサービスやビジネスの創出、競争の活性化による料金抑制等を目的として、ガス事業者を調達・供給設備により4つのグループに分類し、それぞれの特徴を踏まえながら小売の自由化範囲の拡大等について検討が行われている。



※ () 内の数字は大手10社のガス販売量に占める大口供給販売量の割合(累積)及び対象需要家数(調定件数)平成24年度実績

ガスシステム改革小委員会における事業分類

一般ガス事業分類	調達・供給設備	事業者数
第1グループ	多数のLNG基地、大規模導管	3事業者(公営なし)
第2グループ	LNG基地、一定規模の導管網	6事業者(うち公営1)
第3グループ	導管による卸売での調達	119事業者(うち公営22)
第4グループ	タンクローリー等による調達	81事業者(うち公営5)